

# 令和 10 年度全国高等学校総合体育大会 岐阜県開催基本構想

## 1 基本的事項

### (1) 目的

令和 10 年度全国高等学校総合体育大会（以下、「大会」という。）は、令和 10 年度全国高等学校総合体育大会開催基本方針（以下、「開催基本方針」という。）に則り、教育活動の一環として高等学校（中等教育学校後期課程を含む。）生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、高校生活動も含め生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成することを目的とする。

### (2) 大会期間

原則として 8 月 1 日から 12 日まで及び 16 日から 20 日までの間に開催する。

（本県においては、競技会場の利用状況等を考慮し、会期前開催も検討する。）

### (3) 競技種目及び会場地・会場

競技種目	会場地（会場）
体操（体操競技・新体操）	岐阜市（岐阜メモリアルセンター）
剣道	岐阜市（岐阜メモリアルセンター）
テニス	岐阜市（岐阜メモリアルセンター） 岐阜市（岐阜ファミリーパーク） 各務原市（岐阜車体スポーツ広場）
バレーボール（男子）	関市（アテナ工業アリーナ） 山県市（山県市総合体育館）
ローイング	海津市（長良川国際レガッタコース）
ホッケー	各務原市（川崎重工ホッケースタジアム）
ウエイトリフティング	土岐市（セラトピア土岐）
ハンドボール（男子）	高山市（未定）
フェンシング	大垣市（大垣市総合体育館）

### (4) 準備・運営体制

#### ①岐阜県準備委員会及び岐阜県実行委員会

大会の総括的な準備及び運営に当たるため、岐阜県準備委員会及び岐阜県実行委員会（以下、「県準備委員会（県実行委員会）」という。）を設置し、開催基本方針に基づき、その推進に努める。

#### ②会場地実行委員会

競技種目別大会の準備及び運営に当たるため、会場地実行委員会を設置し、開催基本方針に基づき、その推進に努める。

### ③岐阜県高等学校体育連盟

岐阜県高等学校体育連盟（以下、「県高体連」という。）は、岐阜県内の各競技団体（以下、「県競技団体」という。）をはじめ、関係機関等との連携・協力のもと、円滑な競技運営に努めるとともに、大会における県内高校生の積極的な活動の展開に努める。

## （５）経費

大会の準備及び運営に必要な経費は、国庫補助金、岐阜県補助金、県高体連補助金、会場地負担金、全国高体連負担金、助成金、参加料及び協賛金等を充てる。

## 2 総合開会式（幹事県である愛知県で愛知県実行委員会が開催）

### （１）趣旨

総合開会式は、開催基本方針に基づき、簡素・効率化に努めるとともに、選手・役員はもとより参加した高校生にとって、温かく思い出に残るような開会式を行う。

### （２）開催期日

未定

### （３）会場

調整中

## 3 競技種目別大会

### （１）趣旨

競技種目別大会は、開催基準要項に依拠するとともに、開催基本方針に基づき、選手が最高のパフォーマンスを発揮できるよう努め、効率的で効果的な運営をめざす。

### （２）運営組織

会場地実行委員会、県準備委員会（県実行委員会）、県高体連及び県競技団体が連携を図りながら、大会運営を行う。

### （３）競技会場・練習会場等

①競技会場及び練習会場として使用する施設・設備は、既存の施設・設備を有効に活用する。また、練習会場は、原則として、学校等の施設を活用することとし、勝ち残りチーム・人数等を考慮し、必要最小限にとどめる。

②施設・設備の仮設については、競技特性及び安全面に配慮し、必要最小限にとどめ、運営に支障がないよう計画的な整備に努める。

### （４）競技用具・備品

①県、会場地及び県競技団体等が現有しているものを活用する。原則として新たな競技

用具・備品の購入はしない。

②競技用具に不足が生じた場合は、東海ブロック内の他県が所有する競技用具の借用に努める。なお、東海4県の所有する競技用具で賄えない場合は、可能な限り近隣県からの借用に努める。

③上記①、②により調達しても、不足する競技用具・備品については、会場地実行委員会と県準備委員会（県実行委員会）が別途対応について協議する。

#### （５）競技・運営役員等の編成

①競技役員及び競技補助員（以下「競技役員等」という。）・運営役員及び運営補助員（以下「運営役員等」という。）の編成については、会場地実行委員会が全国高等学校体育連盟専門部、関係全国中央競技団体、県高体連専門部及び県競技団体と十分協議し、県準備委員会（県実行委員会）と調整の上、編成する。

②競技役員等・運営役員等は、原則として県内関係者で編成し、必要最小限の人数で最大の効果を上げるよう適正な配置を行う。

③競技運営上、県外関係者に協力を要請しなければならない場合は、東海4県の関係者で編成する。なお、4県の関係者で賄えない場合は、近隣県の関係者を優先する。

④編成に当たっては、学校関係者の協力が得られるよう配慮する。また、高校生活動の場ともなるよう計画する。

#### （６）競技・運営役員等の養成

①競技役員等の養成については、県高体連専門部及び県競技団体が主体となり、県準備委員会（県実行委員会）及び会場地実行委員会と連携のもとに計画的に実施する。

②運営役員等の養成については、会場地実行委員会が主体となり、県準備委員会（県実行委員会）、県高体連及び県競技団体との連携のもとに計画的に実施する。

#### （７）開・閉会式

開催基準要項に基づいて実施する開・閉会式は華美とならないよう簡素化に努めるものとする。

#### （８）経費

競技種目別大会の運営経費については、会場地実行委員会が県高体連専門部と十分協議した上で、県準備委員会（実行委員会）と調整して決定する。

### 4 広報

#### （１）趣旨

大会の開催にあたり、高校生をはじめ広く県民の理解と協力のもと、全国から訪れる関係者を温かく迎え、高校生のスポーツの祭典にふさわしい大会とするため、各種の広報媒体を活用し、積極的な広報活動を展開する。

なお、広報活動の展開に当たっては、対象と目的に応じて、時機と手段を適切に選択し、効果的な広報を行う。

## (2) 主な対象と目的

### ① 県内中学校・高等学校関係者、中・高校生及び保護者

地元で開催される大会への出場意欲を高めるとともに、高校生が主体的に大会を盛り上げ、準備やおもてなしに取り組む気運を高めることとする。

### ② 県内スポーツ関係者

それぞれの立場から、広く大会開催への理解と協力を得ることとする。

### ③ 県民

大会を周知し、高校生の活躍に対する応援、来県者へのおもてなしへの参加を促すとともに、大会を通じて県民のスポーツへの気運を高め、生涯を通じたスポーツの振興を図ることとする。

### ④ 他県からの来県者

岐阜県の開催をPRし、多くの人に来県してもらうとともに、岐阜の魅力を積極的に発信し、地域の活性化を促進する機会とすることとする。

## (3) 主要事業

前項に示した対象に対する広報目的を達成するため、次の事業を行う。事業を行うに当たっては、高校生活動の一環として、高校生が主体的な活動を行うことができるよう配慮する。

### ① 大会の広報

ア 大会愛称等の制定及び普及

イ 印刷物、屋外広告物、各種メディア等による広報

ウ 催事等による広報

### ② 報告書の作成

### ③ 会場地に関する観光情報等の提供

## 5 報道対応

### (1) 趣旨

大会の開催にあたり、競技記録を収集し、競技結果を報道機関及び大会関係団体等へ正確かつ迅速に提供するとともに、円滑な報道活動が行われるようにするため、必要な連絡調整を行い、大会報道取材の便宜を図る。

### (2) 関係機関との連携

報道事業の実施にあたっては、報道機関の協力を得て、県準備委員会（県実行委員会）、会場地実行委員会及び関係機関・団体が連携を図りながら推進するものとする。

## 6 おもてなし

### (1) 趣旨

大会の開催に当たり、高校生をはじめ広く県民や関係機関・団体等の理解と協力のもと、全国から訪れる多くの人々をまごころのこもった温かい「おもてなしの心」で迎え、参加者の心に残る夢と感動にあふれる大会とする。

加えて、岐阜県にある豊かな自然や文化・歴史的景観などの多様な魅力を積極的に発信し、知名度の向上、さらには、愛着をもってもらい再び来県してもらえるよう、地域の活性化を促進する機会とする。

### (2) 主要取組

前項に示した対象者に岐阜県の魅力を積極的に発信し、地域の活性化を促進する機会にするため、次の取組を行う。取り組むに当たっては、高校生活動の一環として、高校生が主体的な活動を行うことができるよう配慮する。

#### ①会場でのおもてなし

選手が持っている実力を発揮できるよう会場運営等の準備を万全に行うとともに、大会役員、補助員等が円滑に大会運営を行える環境を整える。また、来場者に対しては、以下の取組を実施する。

ア 競技会場でのわかりやすい案内表示

イ 高校生補助員による案内・誘導

ウ 来場者にわかりやすく、競技の進行状況・競技結果などをお知らせする仕組み

エ 地元製品のPR、販売（会場地実行委員会や関係団体との連携）

オ 地域資源（名所、旧跡、観光施設等）の案内、PR（会場地実行委員会や関係団体との連携）

カ 競技会場の清掃活動（高校生活動との連携）

#### ②事前アプローチ

出場が決まった学校及び選手の保護者に向け、配宿業務業者と連携を図り、岐阜県を紹介する各種パンフレットやおすすめの観光プランの提案などの効果的なPRを実施する。

#### ③その他

大会公式ホームページでのわかりやすい情報発信に努めるとともに、岐阜県の魅力発信や会場地市の紹介など積極的な情報発信を実施していく。また、SNS等を活用することで、大会準備状況や、会場地市の紹介、おもてなし活動に取り組む高校生の様子などを継続的に発信し、効果的なPRを実施する。

## 7 宿泊対策

### (1) 趣旨

大会に参加する都道府県の本部役員、選手、監督、大会役員、競技・運営役員、競技・運営補助員、視察員、報道関係者等（以下「大会参加者」という。）の宿泊については、

大会参加者が十分休養できるよう快適かつ安全な宿舎の提供に努める。

## (2) 関係機関との連携

宿泊対策については、県準備委員会（県実行委員会）と会場地実行委員会及び関係機関・団体との連携のもとに行うものとする。

## (3) 宿舎の確保

大会参加者の宿舎については、可能な限り競技会場に近い宿泊施設の確保に努める。

## (4) 配宿の基準

配宿に当たっては、競技会場及び練習会場までの交通の便等を考慮し、配宿するものとする。

## (5) 宿泊料金

宿泊料金については、全国高等学校総合体育大会中央委員会で決定した料金とする。

## (6) 配宿センター

大会参加者の配宿を広域的に行うため、配宿センターを配置する。

## (7) 食事

食事については、衛生的で品質及び栄養量等を十分考慮した献立とする。

## (8) 宿舎の環境整備

配宿業務事業者には、宿泊施設に対して安全で快適な環境づくりに努めるよう指導することを求めるとともに、風紀上又は衛生上支障があると認められる宿泊施設には配宿させないものとする。

# 8 保健医療対策

## (1) 趣旨

大会参加者及び一般観覧者の保健医療については、良好な条件のもとに競技、運営、取材及び観覧ができるよう医療救護、環境衛生及び食品衛生等の対策に万全を期す。

## (2) 関係機関との連携

保健医療については、県準備委員会（県実行委員会）と会場地実行委員会とが、連携のもとに関係機関・団体の協力を得て行うものとする。

## (3) 医療救護対策

県準備委員会（県実行委員会）及び会場地実行委員会は、競技会場、練習会場及び宿舎

等における大会参加者及び一般観覧者の傷病発生に対し、適切な処置がとれるよう努める。

#### (4) 環境衛生対策

県準備委員会（県実行委員会）及び会場地実行委員会は、大会参加者及び一般観覧者に清潔で良好な環境を提供するため、大会で利用する施設及びこれらの周辺における環境浄化に努める。

#### (5) 食品衛生対策

県準備委員会（県実行委員会）及び会場地実行委員会は、大会参加者及び一般観覧者の食品、飲料水等に起因する事故を未然に防ぐように努める。

### 9 輸送交通対策

#### (1) 趣旨

大会参加者及び一般観覧者の輸送交通については、関係機関・団体等と連携を図りながら道路及び交通状況を十分考慮し、安全で円滑な輸送に努める。

#### (2) 競技種目別大会の輸送交通対策

- ①競技種目別大会の輸送交通計画の策定及び実施については、会場地実行委員会が行う。
- ②競技種目別大会会場及びその周辺における安全で円滑な交通を確保するため、会場地実行委員会は、関係機関・団体と連携を図りながら、必要な交通対策を講ずる。

#### (3) 輸送交通の案内

大会期間中の輸送方法及び交通規制等については、各種媒体による広報活動を通して大会関係者（大会参加者、観覧者等を含む）、一般観光客及び県民に周知徹底を図るとともに、必要に応じて案内所や案内表示板を設置し、交通混雑の緩和及び車両の的確な誘導に努める。

### 10 警備防災対策

#### (1) 趣旨

大会における警備・防災対策については、関係機関・団体等と密接な連携を図りながら、大会の安全かつ円滑な運営に努める。

#### (2) 競技種目別大会の警備防災対策

各競技会場、練習会場及び宿泊地における警備防災計画の策定及び実施については、会場地実行委員会が中心となり、関係機関・団体等と連携を図りながら行うものとし、その主要業務は次のとおりとする。

### ①警備業務

- ア 一般観覧者等の整理・誘導及び事故防止
- イ 会場内外の関係付属物件の保安・警備
- ウ 事故発生時の避難誘導及び緊急車両の出動に伴う整理・誘導
- エ 会場周辺の警備及び犯罪の防止
- オ その他必要な業務

### ②防災業務

- ア 屋内外の火気の手扱い指導及び火災の防止
- イ 危険物等の手扱い指導
- ウ 避難通路及び避難口の確保
- エ 災害時の避難誘導の計画
- オ その他必要な業務

## (3) 大会期間中における危機管理対策

大会期間を通して、大規模災害等緊急事案が発生した場合の対応については、県準備委員会（県実行委員会）、会場地実行委員会及び関係機関・団体等が連携を図り、迅速かつ的確な対応を講ずる。

## 11 高校生活動

### (1) 趣旨

大会においては、競技に出場する高校生のみならず、「支える」立場から高校生が主体的に大会の成功に向けて取り組む姿を全国にアピールする舞台となるよう、高校生活動を推進する。活動にあたっては、地元高校生が企画・準備・運営に自らの創意工夫をもって取り組めるよう、多様な活動の場を提供し、会場地実行委員会や関係団体とも連携しながら推進するものとする。

### (2) 活動体制

高校生活動を推進するため、「高校生活動推進委員会」を組織する。高校生活動推進委員会は主に会場地の高校生で構成し、広報活動、競技運営等を担当する。活動は、自主的な発意によるものの他、県準備委員会（県実行委員会）・会場地実行委員会からの要請に基づいて行うものとする。

### (3) 主要事業

#### ①広報・おもてなし活動

広報活動、各学校への啓発活動、総合案内所設置及び運営、歓迎活動、あいさつ運動の推進、記念品製作、観光地紹介、地元物産PRなど

#### ②運営ボランティア（各競技種目別大会）

競技種目別大会運営補助及び競技補助員（公式審判含む）など

③競技種目別開会式出演

式典放送・式典音楽（合唱・吹奏楽）・公開演技・先導隊、挨拶など

④環境美化活動

会場及び会場周辺や、事前イベントその他、PR活動として適した場所の美化活動

⑤その他の活動